

本事業は、令和8年度新潟県当初予算が、新潟県議会において議決されることを前提に事業化される停止条件付事業です。今後、交付要綱の改正や事業内容の見直し、補助率の変更等が行われる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

新潟県国際交流推進基金事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、諸外国との経済交流や広域連携等を促進するため、県内の大学、大学院、短期大学（以下「県内大学」という。）や経済団体、国際交流団体が行う、本県の拠点性の向上に資する取組や共同研究、グローバル人材育成に向けた取組に係る経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準等)

第2条 この補助金の交付対象は、【別表1】に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、補助対象事業として実施する取組に直接必要な経費のうち、【別表2】に掲げるものとし、事業期間が複数年に渡る場合は、当該年度の活動に要する経費のみを補助対象とする。

2 本補助金以外の他の補助金と重複する補助対象経費は、その額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金額)

第4条 第2条で定める対象事業の補助金の額は、補助対象経費の10分の10（その額に千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とし、予算の範囲内で事業を採択し補助金を交付する。

(審査委員会)

第5条 知事は、新潟県国際交流推進基金事業補助金を適正に支出するため、補助対象としての適格性を審査するため、「新潟県国際交流推進基金事業補助金審査委員会」を設置する。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後、5年間保管すること。

- (5) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。
- (6) 取組内容について、情報発信を行うこと。
- (7) 知事の実施する調査等に協力すること。
- (8) 国又は地方公共団体の主催事業でないこと。
- (9) 本補助金とは別に、県や国、市町村の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (10) 政治的、宗教的又は専ら営利的な目的を持つ事業でないこと。
- (11) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（交付申請書）

第 7 条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 109 号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱）

第 8 条 知事は、第 7 条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、第 7 条第 2 項ただし書きによる交付の申請がなされたものについて

は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表2に掲げる補助対象経費の2割を超える配分変更
- (2) 大幅な事業内容の変更
- (3) 事業主体の変更

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により、知事の承認を受けようとする場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の15日前までに知事に提出しなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第12条 第6条第3号の規定により、知事の指示を求める場合には、事業遅延等報告書（別記第4号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることがある。

(状況報告)

第14条 規則第10条の規定による報告は、事業状況報告書（別記第5号様式）を作成し、知事の要求があった日から起算して10日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書)

第15条 規則第12条の規定による実績報告書（別記第6号様式）は、補助事業が完了した日から起算して3か月を経過した日（第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知書を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の支払)

第 16 条 補助金の支払は、精算払いを原則とする。ただし、知事が、必要と認めるときは、補助金を概算払いで交付するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、精算（概算）払請求書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 17 条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 8 号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第 18 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

【別表1】交付基準等

諸外国との経済交流や広域連携等を促進するため、県内大学や県内の経済団体、国際交流団体が行う、本県の拠点性の向上に資する取組や共同研究、グローバル人材の育成に向けた取組であり、下記の要件を満たす取組であること。

事業内容	補助対象者	要件等（※1）
国際会議、シンポジウム等の開催	新潟県内の大学 (大学院、短期大学含む)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議やシンポジウムは、日本を含む3か国以上から参加があること。 新たに取り組む事業であること。これまでと同じ事業であっても、新たな企画、活動に取り組むものであれば対象とする。 会場は新潟県内で行うこととし、リアル形式で開催すること（オンライン併用開催も対象とするが、オンライン開催のみの場合は対象外）。 2年目以降も継続することが見込まれる事業であること。 他の大学や団体等と連携した取組であること。
共同研究		<ul style="list-style-type: none"> 研究分野は問わない。 県内大学と他の国内外の大学、研究機関、民間企業等との共同研究であること。 研究期間は、最長3か年の研究であること。（複数年にわたる研究でも、年度ごとに申請、審査を行い、事業を採択します）
学生参加型のイベント	新潟県内の大学 (大学院、短期大学、専門学校 (専修学校専門課程) 含む)	<ul style="list-style-type: none"> 学生参加型のイベントは、グローバル人材の育成に向けた取組（留学促進に資する取組も含めること）であること。 新たに取り組む事業であること。これまでと同じ事業であっても、新たな企画、活動に取り組むものであれば対象とする。 2年目以降も継続することが見込まれる事業であること。 他の大学や団体等と連携した取組であること。
海外でのプロモーション活動等	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県内の経済団体 (※2) (経済同友会、商工会議所、商工会及び県連合会等) 新潟県内の国際交流団体 (※3) 	<ul style="list-style-type: none"> 海外で行うプロモーション活動で、県産品の販路拡大や本県の認知度向上・魅力発信、又は国際交流の推進に資する効果的な取組であること。 相手国の経済団体又は国際交流団体等と連携した取組であること。

(※1) 県内大学が行う事業で、対象地域を北東アジア（中国、韓国、モンゴル、ロシア、北朝鮮）とする場合は、新潟県立大学北東アジア研究所と連携した取組を対象とする。

(※2) 「商工会議所」とは、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所を、「商工会及び県連合会」とは、それぞれ商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び県商工会連合会をいう。

(※3) 国際交流団体とは、団体運営に際し、定款、規約、会則等を有し、会計処理（予算、決算を含む）を行っていること、また団体の活動の本拠地が新潟県内であり、原則として直近5か年以上の活動実績がある団体をいう。

【別表2】補助対象経費

主な補助対象経費		補助対象外経費
費目	例示	例示
報酬 報償費	<ul style="list-style-type: none"> 研究、活動に必要な補助作業者に対する賃金 外部の講師・専門家等への謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> 申請団体構成員への謝金・賃金 出張手当・日当
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 研究、活動を実施する上で必要となる交通費や宿泊費の実費 外部から講師等として専門家等を招く際の交通費 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の業務と区別のつかない出張旅費(情報収集のみを目的とした学会・イベント出席等)
需用費	<ul style="list-style-type: none"> 交流レセプション等に係る食糧費 チラシ等の印刷製本費、図書等の購入費 文房具等の消耗品購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業と直接関連のない食糧費 お土産代
備品 購入費	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の実施に関して必要となる機械装置の購入、製作、改良、設置等の経費 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業以外の通常の業務でも使用する備品の購入経費(パソコン、タブレット、プリンター、デジタルカメラ等)
委託料	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費 会場設営費、装飾費及び関連委託料 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業と関連のない業務の委託料
役務費	<ul style="list-style-type: none"> 通信、郵便、電話料、保険料等 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業と直接関連のない役務費
使用料及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 会議やイベントの会場賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> 建物・土地等の不動産取得費
その他	<p>その他、審査委員会において必要と認める経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の補助金等が支給されている経費 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費 その他、当該年度に使用しない経費、当該事業の実施に関連性のない経費 <p>※上記の他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とする。</p>